

静 県 薬 第 564 号
令和 3 年 11 月 18 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川 幸伸

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知へのご協力について（依頼）

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 3 年 11 月 16 日付け日薬業発第 282 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

担当：事務局総務スタッフ
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028



(写)

日薬業発第 282 号
令和 3 年 11 月 16 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 安部 好弘

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

標記について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

水銀廃棄物については、平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効し、環境上適正な方法で管理することが規定されました。これを受け環境省では、平成 26 年度より医療機関における水銀血圧計や水銀体温計等（以下、水銀血圧計等）の回収を支援する事業（以下、回収促進事業）を実施しており、本会では都道府県薬剤師会および地域薬剤師会のご協力の下、水銀血圧計等の回収に協力し、これまで多くの実績を挙げました。

本年度も環境省では回収促進事業を実施しており、医療機関や薬局等が水銀血圧計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する相談窓口を設置しております。

つきましては、貴会での更なる水銀血圧計等の回収に向けての取組み等についてご高配を賜りますとともに、本年度中に回収事業等をご検討又は実施中の場合には、同省から委託を受けた相談窓口をご活用いただきますようお願いいたします。

また併せまして、貴会会員へ水銀血圧計等に係る状況や回収促進事業についてご周知くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



事務連絡
令和3年11月9日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、当条約では水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、その水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

医療機関等において使用されなくなって退蔵されている水銀血圧計や水銀体温計等（以下「水銀血圧計等」という。）については、第189回国会において採決された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」においても、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい」ことが示されています。また、令和2年末には、水銀使用製品の製造及び輸出入が原則禁止され、これにより廃棄物から回収される水銀の需要が低下し、水銀血圧計等を始めとする水銀使用製品廃棄物の処理費用の高騰が予想されています。

それらを踏まえて環境省では、平成26年度より医療機関における水銀血圧計等の回収を支援するための事業（以下「回収促進事業」という。）を実施しており、このような状況下において、今年度も下記のとおり回収促進事業を実施し、医療機関や薬局等が水銀血圧計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する問合せ対応を行っています。

貴会におかれましては、水銀血圧計等に係る以上の状況及び当省が実施する回収促進事業につきまして、貴会会員に御周知いただくとともに、水銀血圧計等の回収の促進についてお呼びかけくださいますよう、併せてお願ひ申し上げます。また、周知の際には、概要をまとめた別添の資料も御活用ください。

お忙しい中の依頼で誠に恐れ入りますが、御理解・御協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

水銀血圧計等の回収促進事業について

請負者：株式会社リーテム

（環境省の「令和3年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者）

電話：03-5256-7041

担当：サステイナビリティ・ソリューション部 菅間、本間、柳

対応期間：令和3年4月1日から令和4年3月25日まで

支援内容：水銀血圧計等の回収全般に関する技術的な助言等

*株式会社リーテムは水銀血圧計等の回収・処分を請け負うものではなく、処分に当たっての相談窓口であることを御留意ください。

以上

【担当】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

寺西、筒井

TEL:03-5501-3157

- 2013年10月：「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催
「水銀に関する水俣条約」を全会一致で採択

○「水銀に関する水俣条約」の意義

先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこと

- 2015年：条約締結に向け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令の改正等

○水銀汚染防止法案に対する附帯決議

『退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行う枠組みを早期に構築、実施すること。』

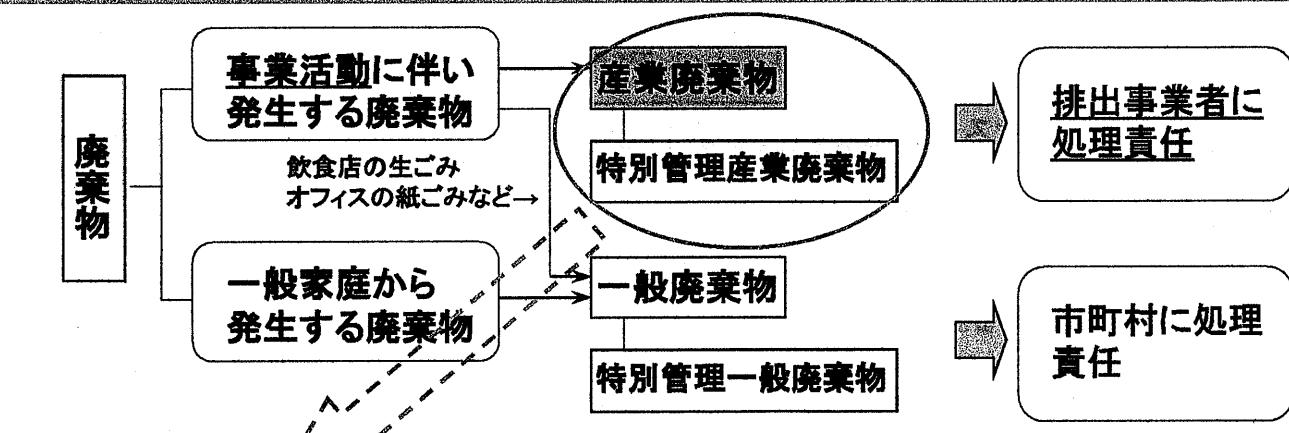
- 2016年2月：日本が条約を締結

- 2017年8月16日：条約発効

⇒水俣条約の意義に照らし、また法案の附帯決議に応じて、
水銀血圧計等回収促進事業を実施している。

1

廃棄物の種類と区分



産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物(H29年10月に制度施行)

…医療機関その他事業所で使用済となった
水銀血圧計・体温計・温度計など

* 製品に使用されている水銀の回収義務があり、水銀使用製品産業廃棄物の運搬・処理の許可をもった業者に委託

**特別管理
産業廃棄物**

廃水銀等(H28年4月に制度施行)

…特定施設から生じる廃水銀、水銀血圧計等から回収した水銀
* 水銀使用製品使用中もしくは、排出場所への運搬途上で破損し漏洩した水銀は該当しない

医療機関が排出しうる
水銀廃棄物の種類

水銀血圧計等の廃棄処理費用高騰のリスク回避

規制強化

規制・時限的禁止

- ・ 水銀、水銀使用製品の輸出入
- ・ 水銀使用製品の製造

条約の発効により、
2020年末で一部の国を除いて
国際的に原則終了

水銀需要低下

国際的にも、資源としての水銀需要が低下し、水銀廃棄物から回収した水銀の売却(輸出)が難しくなる

廃棄処理費UP

再資源化した水銀の売却による収益が得にくいため、廃棄物処理費用が高騰する可能性がある

- ・ これまでの処理費用(見積金額)
= 处理原価 + 利益 - 水銀売却益
- ・ 今後、想定される処理費用(見積金額)
= 处理原価 + 利益

まずは、早期に処分をすることを推奨

3

集団で集約して回収することとの意義・利点

さらに可能であれば、集団で集約するなどして短期間で集中的に回収すると効率的

1. 積載効率を良くすることによる運賃の低減 【集団で回収する利点】

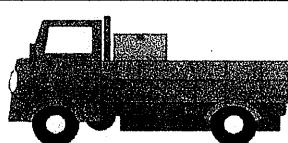
産業廃棄物を運搬する車両は、積載重量が2もしくは4トンのトラックが一般的であり、一度に多くの廃製品を運搬することが出来る。

廃製品1個の運搬でも満載した運搬でも、どちらも車両数は同じ1台であるため運賃は変わらない。よって、集団回収することで廃製品1個当たりの運賃は大幅に下がる。

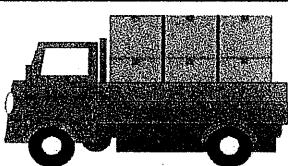
2. 廃製品の拠点集約による運賃等の削減 【更に、集約して回収する利点】

廃製品を回収する際、各現場を巡回するよりも、1ヶ所に集約して一度に回収する方が、回収の移動距離・時間、消費燃料、積込み作業量、マニフェスト発行の手間は少ない。集団で連携して1ヶ所に廃製品を集約できれば、さらに費用を抑えることができる。

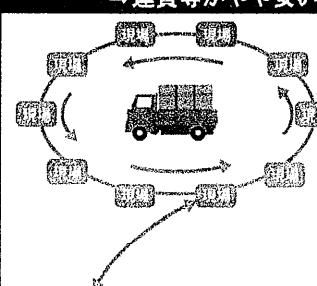
積載効率“悪” ⇒ 廃製品1個あたりの運賃高



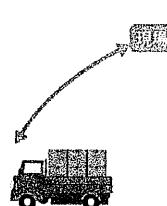
積載効率“良” ⇒ 廃製品1個あたりの運賃安



各現場を巡回回収
⇒ 運賃等がやや安い



1ヶ所に拠点集約して回収
⇒ 運賃等がより安い



【参考】環境省ウェブページ「水銀廃棄物関係」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

水銀廃棄物に関する各種資料が掲載されています。

特に、当該ウェブページ下部の「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」には、回収促進事業のフローや個別実施内容等が記載されていますので、御参照ください。

【水銀使用製品の廃棄に関する技術的な問合せ先】

株式会社リーテム(令和3年度環境省事業請負者)

担当:菅間、本間、柳

東京都千代田区外神田2-15-2

TEL 03-5256-7041

minamata_m@re-tem.com

※株式会社リーテムは水銀血圧計等の回収・処分を請け負うものではなく、処分に当たっての相談窓口であることを御留意ください。